

## 就学前の障害児の発達支援の無償化について

No.	カテゴリ	問	答
1	1.対象範囲・要件について	無償化について、どのような施設が対象となりますか。	<p>児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を行う事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設（※）が無償化の対象となります。</p> <p>また、基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も対象となります。</p> <p>（※）障害児入所支援を行う指定発達支援医療機関についても同様の扱いとします。</p>
2	1.対象範囲・要件について	無償化となる具体的な時期と終了時期はどのようになりますか。	<p>3歳になった年度の翌年度の4月1日から開始し、小学校就学で終了となります。</p> <p>（例1）平成28年（2016年）9月30日生まれの場合 無償化対象となるのは、令和2年（2020年）4月1日から令和5年（2023年）3月31日まで。</p> <p>（例2）平成29年（2017年）4月2日生まれの場合 無償化対象となるのは、令和3年（2021年）4月1日から令和6年（2024年）3月31日まで。</p>
3	1.対象範囲・要件について	無償化の対象施設に障害児入所施設が含まれるのは何故ですか。	<p>障害児入所施設においては、入所している障害児に対し、日常生活の指導や知識技能の付与など、通所型の児童発達支援と同様の支援を行っていることから、入所施設についてもその利用者負担額（児童福祉法第24条の2第2項第2号）を無償化の対象とするものです。</p>
4	1.対象範囲・要件について	無償化において、対象外となる費用はありますか。	<p>食事の提供に要する費用や日用品費等、これまでも実費負担とされていた費用については、無償化の対象外です。</p> <p>また、医療型児童発達支援センターや医療型障害児入所施設等で提供される治療に係る費用（肢体不自由児通所医療費及び障害児入所医療費）も、無償化の対象外です。</p>
5	1.対象範囲・要件について	就学前の障害児の発達支援のみを利用する場合、保護者が就労していないと無償化されないのでしょうか。	<p>保護者が就労していない場合についても、無償化の対象となります。</p>
6	1.対象範囲・要件について	就学前の障害児の発達支援と認可外保育施設を併行通園している場合、両方とも無償化の対象になりますか。	<p>就学前の障害児の発達支援は無償化の対象となります。</p> <p>これに加えて、認可外保育施設についても、保育の必要性があると認定された場合、無償化の対象（上限額は認可保育所における保育料の全国平均額（3歳から5歳までの場合、月額3.7万円）となります。</p>
7	1.対象範囲・要件について	学校教育法第18条に基づく就学猶予の対象となった児童についても、無償化の対象になりますか。	<p>就学猶予の対象となった児童についても、無償化の対象となります。</p>
8	2.事務手続きについて	就学前の障害児の発達支援を利用する方への無償化に係る費用の支払い方法は、現物給付ですか。それとも償還払いですか。	<p>現物給付となります。</p>